

ストレスチェック制度実施規程

第1章 総則

(規程の目的・変更手続き・周知)

第1条 この規程は、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェック制度を医療法人 誓生会において実施するに当たり、その実施方法等を定めるものである。

2 ストレスチェック制度の実施方法等については、この規程に定めるほか、労働安全衛生法その他の法令の定めによる。

3 法人がこの規程を変更する場合は、衛生委員会において調査審議を行い、その結果に基づいて変更を行う。

4 法人は規程の写しを職員に配布又は社内掲示板に掲載することにより、適用対象となる全ての職員に規程を周知する。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる全職員及び派遣社員に適用する。

- 一 期間の定めのない労働契約により雇用されている正職員
- 二 期間を定めて雇用されている嘱託職員
- 三 パート・アルバイト職員
- 四 人材派遣会社から派遣されている派遣社員

(制度の趣旨等の周知)

第3条 法人は、社内掲示板に次の内容を掲示するほか、本規程を職員に配布又は社内掲示板に掲載することにより、ストレスチェック制度の趣旨等を職員に周知する。

- 一 ストレスチェック制度は、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とはしないものであること。
- 二 職員がストレスチェックを受ける義務まではないが、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、全ての職員が受けたことが望ましいこと。
- 三 ストレスチェック制度では、ストレスチェックの結果は直接本人に通知され、本人の同意なく法人が結果を入手するようなことはないこと。したがって、ストレスチェックを受けるときは、正直に回答することが重要であること。
- 四 本人が面接指導を申し出た場合や、ストレスチェックの結果の法人への提供に同意した場合に、法人が入手した結果は、本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に利用することはないと。

第2章 ストレスチェック制度の実施体制

(ストレスチェック制度担当者)

第4条 ストレスチェック制度の実施計画の策定及び計画に基づく実施の管理等の実務を担当するストレスチェック制度担当者は、事務局長とする。

2 ストレスチェック制度担当者の氏名は、別途、社内掲示板に掲載する等の方法により、職員に周知する。また、人事異動等により担当者の変更があった場合には、その都度、同様の方法により職員に周知する。第5条のストレスチェックの実施者、第6条のストレスチェックの実施事務従事者、第7条の面接指導の実施者についても、同様の扱いとする。

(ストレスチェックの実施者)

第5条 ストレスチェックの実施者は、法人の産業医 [及び保健師その他の厚生労働省令で定める者] およびストレスチェックの委託先の精神保健福祉士の2名とし、産業医を実施代表者、委託先の精神保健福祉士を共同実施者とする。

(ストレスチェックの実施事務従事者)

第6条 ストレスチェックの実施事務従事者は、法人の衛生管理者及び総務課職員およびストレスチェックの委託先スタッフとし、ストレスチェックの実施日程の調整・連絡、調査票の配布、回収等の各種事務処理を担当する。

2 卫生管理者及び総務課職員であっても、職員の人事に関して権限を有する者は、これらのストレスチェックに関する個人情報を取り扱う業務に従事しない。

(面接指導の実施者)

第7条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、法人が外部委託する医療機関の医師が行う。

第3章 ストレスチェック制度の実施方法

第1節 ストレスチェック

(実施時期)

第8条 ストレスチェックは、毎年 8月から 11月の間に期間に実施する。

(対象者)

第9条 ストレスチェックは、第2条に定める全ての職員を対象に実施する。ただし、派遣社員のストレスチェック結果は、集団ごとの集計・分析の目的のみに使用する。

2 ストレスチェック実施期間中に、出張等の業務上の都合によりストレスチェックを受けることができなかつた職員に対しては、別途期間を設定して、ストレスチェックを実施する。

3 ストレスチェック実施期間に休職（育休、産休、病欠、介護休含む）していた職員のうち休職期間が1月以上の職員については、ストレスチェックの対象外とする。

(受検の方法等)

第10条 職員は、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、法人が設定した期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない。

2 ストレスチェックは、職員の健康管理を適切に行い、メンタルヘルス不調を予防する目的で行うものであることから、ストレスチェックにおいて職員は自身のストレスの状況をありのままに回答すること。

3 法人は、なるべく全ての職員がストレスチェックを受けるよう、実施期間の開始日後に職場毎の受検の状況を把握し、受検状況に応じて、担当者又は各職場の管理者を通じて受検の勧奨を行う。

(調査票及び方法)

第11条 ストレスチェックは、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（平成27年5月 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）（以下「マニュアル」という。）に示されている「職業性ストレス簡易調査票 標準版57項目」（以下「調査票」という。）を用いて行う。

2 ストレスチェックは、Webまたは書面を用いて行う。

(ストレスの程度の評価方法・高ストレス者の選定方法)

第12条 ストレスチェックの個人結果の評価は、マニュアルに示されている素点換算表を用いて換算し、その結果をレーダーチャートに示すことにより行う。

2 高ストレス者の選定は、マニュアルに示されている「評価基準の例（その1）」に準拠し、基準を満たすものを高ストレス者とする。

3 法人では高ストレス者を全て面接指導を受ける必要があると判定するものとする。

(ストレスチェック結果の通知方法)

第13条 ストレスチェックの個人結果の通知は、Webにて実施した場合は回答終了後の画面に表示することで実施する。書面で実施した場合は、封筒に封入した書面を配布し通知する。

(セルフケア)

第14条 職員は、ストレスチェックの結果及び結果に記載された実施者による助言・指導に基づいて、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならない。

(ストレスチェックを受けるのに要する時間の賃金の取扱い)

第15条 ストレスチェックを受けるのに要する時間は、業務時間として取り扱う。

2 職員は、業務時間中にストレスチェックを受けるものとし、各職場の管理者は、職員が業務時間中にストレスチェックを受けることができるよう配慮しなければならない。

第2節 医師による面接指導

(法人への結果提供に関する同意の取得および面接指導の申出の方法)

第16条 ストレスチェックの結果、医師の面接指導を受ける必要があると判定された職員が医師の面接指導を希望する場合は、結果通知の画面からダウンロード又は封筒に同封された「面接指導の申出・ストレスチェック結果開示の同意書」（以下「申出書」という。）に入力又は記入し、申出書に指定された宛先に結果通知後30日以内に送付しなければならない。

2 担当者または実施事務従事者は、結果通知から3週目に、申出に関する最終的な意思確認を行う。

3 申出書により法人への結果通知に同意した職員については、実施者の指示により、実施事務従事者が、法人の人事労務部門に、職員に通知された結果の写しを提供する。

(面接指導の実施方法)

第17条 面接指導の実施日時及び場所は、面接指導を実施する医師の指示により、実施事務従事者が、該当する職員に電子メール又は電話により通知する。面接指導の実施日時は、申出書が提出されてから30日以内に設定する。なお、実施事務従事者は、電話で該当する職員に実施日時及び場所を通知する場合は、第三者にその職員が面接指導の対象者であることが知られることがないよう配慮しなければならない。

2 通知を受けた職員は、指定された日時に面接指導を受けるものとし、管理者は、職員が指定された日時に面接指導を受けることができるよう配慮しなければならない。

3 面接指導を行う場所は、実施事務従事者により通知された場所とする。

(面接指導結果に基づく医師の意見聴取方法)

第18条 法人は、面接指導を実施した医師に対して、面接指導が終了してから遅くとも30日以内に、

面接指導結果報告書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(面接指導結果を踏まえた措置の実施方法)

第19条 面接指導の結果、就業上の措置が必要との意見書が産業医から提出され、人事異動を含めた就業上の措置を実施する場合は、人事労務部門の担当者が、産業医同席の上で、該当する職員に対して、就業上の措置の内容及びその理由等について説明を行う。

2 職員は、正当な理由がない限り、法人が指示する就業上の措置に従わなければならない。

第3節 集団ごとの集計・分析

(集計・分析の対象集団)

第20条 ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、原則として組織単位で行う。ただし、10人未満の組織については、上位の組織にて集計・分析を行う。

(集計・分析の方法)

第21条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている仕事のストレス判定図を用いて行う。

(集計・分析結果の利用方法)

第22条 実施者の指示により、実施事務従事者が、法人の人事労務部門に、組織ごとに集計・分析したストレスチェック結果（個人のストレスチェック結果が特定されないもの）を提供する。

2 法人は、組織ごとに集計・分析された結果に基づき、必要に応じて、職場環境の改善のための措置を実施するとともに、必要に応じて集計・分析された結果に基づいて、管理者に対して研修を行う。職員は、法人が行う職場環境の改善のための措置の実施に協力しなければならない。

第4章 記録の保存

(ストレスチェック結果の記録の保存)

第23条 ストレスチェック結果の記録の保存は法人が委託した外部機関が保存する。

(ストレスチェック結果の記録の保存期間)

第24条 ストレスチェック結果の記録は、外部委託先企業が指定する保存場所に5年間保存する。

(事業者に提供されたストレスチェック結果・面接指導結果の保存方法)

第25条 法人の人事労務部門は、職員の同意を得て法人に提供されたストレスチェック結果の写し、実施者から提供された集団ごとの集計・分析結果、面接指導を実施した医師から提供された面接指導結果報告書を、総務課 保管庫内で5年間保存する。

2 人事労務部は、第三者に社内に保管されているこれらの資料が閲覧されることがないよう、責任をもって管理をしなければならない。

第5章 ストレスチェック制度に関する情報管理

(ストレスチェック結果の共有範囲)

第26条 職員の同意を得て法人に提供されたストレスチェックの結果の写しは、人事労務部門が保有し、他の部署には提供しない。

(面接指導結果の共有範囲)

第27条 面接指導を実施した医師から提供された面接指導結果報告書は、人事労務部門が保有し、そのうち就業上の措置の内容など、職務遂行上必要な情報に限定して、該当する職員の管理者に提供する。

(集団ごとの集計・分析結果の共有範囲)

第28条 実施者から提供された集計・分析結果は、人事労務部門で保有するとともに、組織ごとの集計・分析結果については、当該組織の管理者に提供する。

2 組織ごとの集計・分析結果とその結果に基づいて実施した措置の内容は、衛生委員会に報告する。

第6章 情報開示、訂正、追加及び削除と苦情処理

(情報開示等の手続き)

第29条 職員は、ストレスチェック制度に関して情報の開示等を求める際には、所定の様式（情報開示申立書）を、文書により総務課に提出しなければならない。

(苦情申し立ての手続き)

第30条 職員は、ストレスチェック制度に関する情報の開示等について苦情の申し立てを行う際には、所定の様式（苦情申立書）を、文書により総務課に提出しなければならない。

(守秘義務)

第31条 職員からの情報開示等や苦情申し立てに対応する担当者は、それらの職務を通じて知り得た職員の秘密を、他人に漏らしてはならない。

第7章 不利益な取扱いの防止

(法人が行わない行為)

第32条 法人は、社内掲示板に次の内容を掲示するほか、本規程を職員に配布することにより、ストレスチェック制度に関して、法人が次の行為を行わないことを職員に周知する。

- 一 ストレスチェック結果に基づき、医師による面接指導の申出を行った職員に対して、申出を行ったことを理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- 二 職員の同意を得て法人に提供されたストレスチェック結果に基づき、ストレスチェック結果を理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- 三 ストレスチェックを受けない職員に対して、受けないことを理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- 四 医師による面接指導が必要とされたにもかかわらず、面接指導の申出を行わない職員に対して、申出を行わないことを理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- 五 就業上の措置を行うに当たって、医師による面接指導を実施する、面接指導を実施した産業医から意見を聴取するなど、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められた手順を踏まずに、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- 六 面接指導の結果に基づいて、就業上の措置を行うに当たって、面接指導を実施した産業医の意見とはその内容・程度が著しく異なる等医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないものや、労働者の実情が考慮されていないものなど、労働安全衛生法その他の法令に定められた要件を満たさ

ない内容で、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。

七 面接指導の結果に基づいて、就業上の措置として、次に掲げる措置を行うこと。

① 解雇すること。

② 期間を定めて雇用される職員について契約の更新をしないこと。

③ 退職勧奨を行うこと。

④ 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命じること。

⑤ その他の労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年10月1日から施行する。